

○宣教師に関する規程

平成18年5月26日

理事会承認

(目的)

第1条 関西学院は建学の精神に則り、海外から宣教師を招聘し、キリスト教主義教育の振興を図る。

2 関西学院大学所属の宣教師は、別に定める「学校法人関西学院の設置する関西学院大学及び聖和短期大学における教員の任期に関する規程」に基づき置く。

(定義)

第2条 この規程において宣教師とは、次の要件を満たす者のことをいう。

- 1 関西学院におけるキリスト教主義の理解を共有する海外のキリスト教会から宣教師として推薦されること
- 2 関西学院においてキリスト教教育活動、教育及び校務の任にあたること
- 3 関西学院とキリスト教会・教育機関との国際的な関係の構築と維持・発展の任にあたること

(定員)

第3条 宣教師は、西宮上ヶ原キャンパスの大学各学部、神戸三田キャンパス、西宮聖和キャンパス、高等部、中学部及び初等部に各1名を配置することができる。

(職務)

第4条 宣教師は学長直属、大学各学部、高等部、中学部又は初等部に所属し、学長、所属学部長、高等部長、中学部長又は初等部校長の指示に従い、宗教主事を補佐してキリスト教教育活動にあるとともに、大学においては大学専任教員職務規程第2条、高中部においては高等部、中学部専任教員職務規程第2条、初等部においては初等部専任教員職務規程第2条に規定する職務に従事する。

(責任時間)

第5条 宣教師は第2条第2号に規定するキリスト教教育活動を別に行うため、大学専任教員職務規程第3条第1項及び高等部、中学部専任教員職務規程第3条第1項にかかわらず、授業担当責任時間は次のとおりとする。

大学 週6時間

高等部、中学部 週12時間

2 責任時間を超える授業担当時間数については、大学専任教員職務規程及び高等部、中学

部専任教員職務規程並びに専任教員授業超過担当手当規程を準用し、授業超過担当手当を支給する。

(宣教師人事委員会)

第6条 宣教師の適格性の審査及び推薦、待遇、評価、本国活動、宣教師研究期間、その他宣教師に関する必要な事項を審議するため、宣教師人事委員会をおく。

- 2 宣教師人事委員会は、院長、宗教総主事、学長、大学宗教主事、神学部長、高中部長、宣教師1名及び人事部長で構成し、院長を議長とする。
- 3 宣教師人事委員会が必要と認めた場合は、前項に定める委員以外の者に出席を求めることができる。
- 4 宣教師人事委員会は、宣教師の採用、任期更新等にあたり適格と認められた者を、大学においては学長を経て大学各学部又は大学評議会に、高中部においては高中部長を経て高等部又は中学部に、初等部においては初等部校長を経て初等部に推薦する。

(審査部会)

第7条 宣教師の採用及び任期更新にあたり、宣教師人事委員会のもとに審査部会を設ける。

- 2 審査部会は、院長、宗教総主事及び委員会が委嘱する委員若干名とする。

(任期)

第8条 宣教師の任期は、5年とする。ただし、評価を5年ごとに行い、その評価により任期を延長することができる。

- 2 前項にかかわらず、教授の場合は満68歳、それ以外の者は満65歳を迎える年度末を超えて任期を延長することはできない。

(待遇)

第9条 宣教師の待遇に関する事項は、別に定める。

(本国活動)

第10条 本国活動は、1任期終了後に教会の要請と本人の要請により2カ月を取得できる。

ただし、授業に差し支えない期間に取得することとする。

- 2 本国活動に関わる交通費及び滞在費は、本人又は本国教会が支弁するものとする。

(宣教師研究期間)

第11条 大学、高等部及び中学部に所属する宣教師は、2任期終了後（無期労働契約へ転換した宣教師は10年ごと）に1カ年を限度に宣教師研究期間（以下「研究期間」という。）を取得することができる。

- 2 研究期間を取得しようとする場合、研究期間を取得する前年度の7月末までに、大学に

においては学部長及び学長を経て、高中部においては各部長及び高中部長を経て、院長に申請を提出しなければならない。

- 3 研究期間終了後は2カ月以内に、大学においては学部長及び学長を経て、高中部においては各部長及び高中部長を経て、院長に成果報告書を提出しなければならない。
- 4 研究期間中、研究費として月額40,000円を支給する。
- 5 研究期間中、宣教師分担金は負担する。
- 6 宣教師には、大学においては学院留学制度、特別研究期間制度、自由研究期間制度及びランバス留学制度、高中部においては特別研修期間制度及びランバス留学制度、初等部においてはランバス留学制度を適用しないものとする。

(無期労働契約への転換)

第12条 労働契約法第18条に基づき、通算契約期間が5年を超える宣教師は、別に定める様式で申込むことにより、現在締結している有期労働契約の契約期間満了日の翌日から、期間の定めのない労働契約（以下「無期労働契約」という。）での雇用に転換することができる。

- 2 前項にかかわらず、関西学院大学所属の宣教師は、通算契約期間が10年を超える場合に、別に定める様式で申込むことにより、現在締結している有期労働契約の契約期間満了日の翌日から、無期労働契約での雇用に転換することができる。
- 3 所定の要件を備えた第1項及び第2項の申込みがあった場合、無期雇用契約転換申込受理通知書及び労働条件通知書を申込者に交付する。
- 4 第1項及び第2項の通算契約期間は、労働契約法第18条及び労働契約法第18条第1項の通算契約期間に関する基準を定める省令の定めるところによる。
- 5 無期労働契約に転換した宣教師（以下「宣教師（無期転換者）」という。）の労働条件は、この規程の定めるところによる。
- 6 前項の場合において、この規程中「宣教師」は、「宣教師（無期転換者）」と読み替え、有期労働契約を前提とする第8条（任期）の規定は適用しない。
- 7 宣教師（無期転換者）の定年は、満65歳（教授68歳）とし、定年に達した日の属する年度末をもって退職とする。
- 8 宣教師（無期転換者）が、次の各号の一に該当する場合は、解雇する。
 - 1 専任教職員の就業規則第24条、第34条の規定を準用する。
 - 2 職務に必要な適格性を著しく欠く場合で、改善の見込みがないと認められた場合
 - 3 カリキュラム変更に伴い、担当する科目が開講されなくなった場合

- 4 経営上やむを得ない事由により、宣教師（無期転換者）の減員が必要となった場合
- 5 その他前号に準ずるやむを得ない事由がある場合
- 9 宣教師（無期転換者）を解雇する場合は、少なくとも30日前に本人に予告し、それができない場合には平均賃金の30日分の解雇予告手当を支払う。なお、予告期間は、1日につき平均賃金を支払うことにより、その日数分を短縮することができる。

（主管部課）

第13条 この規程に関する事務及び宣教師人事委員会の事務は、人事部人事課で行う。

（規程の改廃手続）

第14条 この規程の改廃は、宣教師人事委員会の議を経て常務委員会で決定し、理事会の承認を要する。

附 則

- 1 この規程は、2006年（平成18年）4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行をもって、宣教師・準宣教師採用規程は廃止する。
- 3 この規程は、2007年（平成19年）4月1日から改正施行する。
- 4 この規程は、2009年（平成21年）4月1日から改正施行する。
- 5 この規程は、2012年（平成24年）4月1日から改正施行する。
- 6 この規程は、2013年（平成25年）4月1日から改正施行する。
- 7 この規程は、2014年（平成26年）4月1日から改正施行する。
- 8 この規程は、2016年（平成28年）11月11日から改正施行する。
- 9 この規程は、2019年（令和元年）7月1日から改正施行する。
- 10 この規程は、2023年（令和5年）7月21日から改正施行する。

経過措置

- 1 2006年4月1日に関西学院に在任する宣教師は、同日以前の在任期間及びその期間に取得した本国活動期間を含めて同日以降の本国活動及び宣教師研究期間を算定する。
- 2 本学の宣教師については、関西学院着任時に宣教協力学校協議会を通じ、日本基督教団宣教師として登録されていない者も含むものとする。